



薬生発 0708 第 8 号
令和 2 年 7 月 8 日

各 (都道府県知事
保健所設置市長
特別区長) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について (通知)

本日、覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 221 号。以下「改正政令」という。) が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

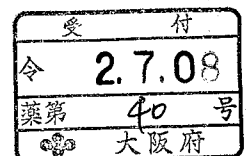
今般、国際連合事務総長より、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約 (平成 4 年条約第 6 号。以下「条約」という。) 第 12 条第 6 項の規定に基づき、1 物質を付表 I に追加することが決定された旨の通告があった。

このため、わが国でも、国内法令 (覚醒剤原料を指定する政令 (平成 8 年政令第 23 号)) の一部を改正し、覚醒剤の製造原料となる 1 物質を覚醒剤原料として新たに指定するため、必要な措置をとるものであること。

第 2 改正の内容

次の物質を新たに覚醒剤原料に指定した。

メチル=3-オキソ-2-フェニルブタノアート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物



第3 施行期日

公布の日（令和2年7月8日）から起算して30日を経過した日（令和2年8月7日）から施行する。

第4 留意事項

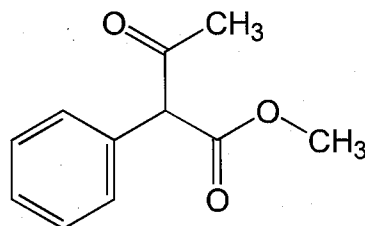
- (1) 医薬品製造業者、研究者等が業務又は研究のため、今般覚醒剤原料に指定された物質（以下、「覚醒剤原料指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）による規制を受けることから、あらかじめ覚醒剤取締法の規定に従い必要な手続きを行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- (2) 既に覚醒剤原料研究者等の指定を受けている者が、覚醒剤原料指定物質を取り扱う場合についても、(1)と同様に、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- (3) 医薬品製造業者、研究者等が所有している覚醒剤原料指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導されたい。なお、覚醒剤原料指定物質を廃棄するときは、焼却等の当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- (4) 改正政令の施行日以降に覚醒剤原料指定物質を発見した場合には、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第5 物質の構造式等

化学名：メチル＝3－オキソ－2－フェニルブタノアート

通称名：Methyl α -phenylacetoacetate, MAPA

構造式：



※ 国際一般名がある場合には、あわせてそれを別名として規定することとしているが、今回指定する物質については、国際一般名は存在しない。